

## 住田町省エネ家電購入促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 エネルギー価格や物価高騰による家計の経済的負担の軽減と地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減に資するため、エネルギー消費性能の優れた省エネ家電の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネ家電 次に掲げる家電製品をいう。

ア 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（以下「省エネルギー基準達成率」という。）が100%以上（目標年度2027年度）であるエアコン

イ 省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度2021年度）である電気冷蔵庫

(2) 住宅 町内に建設されている既存の専用住宅、併用住宅又は集合住宅をいう。

(3) 専用住宅 専ら居住を目的に建築され、店舗、事務所等業務用の用に供する部分がない住宅をいう。

(4) 併用住宅 居住の用に供する建物空間（以下「居住部分」という。）と店舗、事務所等業務の用に供する建物空間が一体の建物として存在している住宅をいう。

(5) 集合住宅 アパートやマンションなど1棟の建物に壁や床で区切られて独立した複数の住宅が区画されて存在している住宅をいう。

(6) 既設機器 住宅に現に設置されているエアコン又は電気冷蔵庫で、省エネ家電の設置に伴い廃棄されるものをいう。

(7) 買換え 既設機器を廃棄し、同種の省エネ家電を購入し、設置することをいう。

### (補助対象となる省エネ家電)

第3条 補助対象となる省エネ家電（以下「補助対象家電」という。）は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

(1) 新品かつ未使用品であること。

(2) 製造メーカーによる製品保証があること。

(3) 住宅の居住部分に設置するものであること。

(4) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け購入するものではないこと。

(5) 補助金の交付決定の日から令和8年12月28日までの間に家電販売店又は事業所（通信販売を除く。）から購入し、設置したものであること。

(6) 電気冷蔵庫を購入する場合は、買換えであること。

(7) 買換えの場合は、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき既設機器を適正に処理し、設置すること。

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱により補助金の交付を受けた省エネ家電は、補助対象家電から除くものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第6条に規定する申請時において、町内に住所を有する者

(2) 自ら居住する住宅に省エネ家電を設置しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 住田町町税等の滞納者に対する行政サービス等の利用制限に関する要綱（平成22年度住田町告示第48号）に規定する滞納者

(2) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者  
(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象家電の本体購入に要した経費（消費税及び地方消費税の額を含み、附属品、設置及び配送等に係る経費並びに既設機器の撤去及び処分に係る経費を除く。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、省エネ家電の種類ごとにそれぞれ5万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省エネ家電を購入する前に、住田町省エネ家電購入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 購入する省エネ家電の見積書（購入に要する経費の内訳が分かるもの）及び次に掲げる事項が確認できる書類

ア 製造メーカー名

イ 製品名及び型番

ウ 省エネルギー基準達成率及び目標年度

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、住田町省エネ家電購入促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付すべきでないとき、住田町省エネ家電購入促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、

申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、住田町省エネ家電購入促進事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）に第6条各号に掲げる書類のうち変更又は中止の事由がわかるものを添えて町長に提出しなければならない。ただし、交付申請した省エネ家電の型番及び補助金の申請額に変更が生じない場合は、この限りでない。

(変更等の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更又は中止することが適当であると認めたときは、補助金の変更又は中止を決定し、その旨を住田町省エネ家電購入促進事業補助金変更（中止）承認決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 交付決定者は、省エネ家電の購入及び設置が完了したときは、次に掲げる書類を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

- (1) 住田町省エネ家電購入促進事業補助金実績報告書兼請求書（様式第6号）
- (2) 省エネ家電の設置後の状況が確認できる写真
- (3) 省エネ家電の購入に要した経費の領収書又はレシートの写し（購入日、購入店舗名、購入製品名及び型番並びに購入費用（購入に要した経費の内訳を含む。）が記載されているもの）
- (4) 製造メーカーが発行した省エネ家電の保証書の写し（メーカー名及び型番が記載されているもの）
- (5) 買換えの場合は、処理に使用した家電リサイクル券（排出者控え）の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が規則第15条のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことがある。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、住田町省エネ家電購入促進事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定による取消しをしたときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限までに当該補助金を

町長に返還しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第13条 交付決定者は、規則第18条に該当するときは、町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

(1) 補助金の交付を受けた省エネ家電を6年以上使用したとき。

(2) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外により財産を処分するとき。

(報告の徴収等)

第14条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、指導又は現地調査等を行うことができるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月16日から施行する。